

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀の提案をした者（以下「最優秀事業者」という。）を随意契約の交渉相手方として選定する手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和 7 年 6 月 17 日

八雲町長 岩 村 克 詔



1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業 務 名 称 八雲町ホタテ貝アイヌブランド化業務
- (2) 業 務 の 内 容 八雲町ホタテ貝アイヌブランド化業務企画提案仕様書による
- (3) 履 行 期 限 契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

応募資格を有する事業者は、単体であって、次に掲げる要件すべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本社所在地が北海道内であること。
- (3) 参加表明書の提出締切日において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けている者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (5) 国税・都道府県税・市町村税の滞納が無いこと。
- (6) 八雲町暴力団排除条例第 2 条第 1 項に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (7) 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに次に掲げる業務を受注し、完了した実績を有すること。
  - (ア) 北海道内における地方自治体又は漁業協同組合、農業協同組合発注の水産物又は農産物のブランド化に関する業務

3 契約締結までの日程

参加申請受付開始から契約締結までの日程は概ね次のとおりであるが、都合により変更する場合がある。

日 程	内 容
令和7年6月17日(火)	関係書類公表開始日
令和7年6月17日(火)～令和7年6月30日(月)	質問受付期間
令和7年7月1日(火)	質問に対する回答
令和7年6月30日(月)	参加表明書等提出期限
令和7年7月1日(火)	参加資格確認結果通知
令和7年7月18日(金)	企画提案書等提出期限
令和7年7月25日(金)	プレゼンテーション審査
令和7年7月29日(火)	選定結果通知
令和7年7月下旬～8月上旬	契約手続き

#### 4 最優秀の提案をした者の選定方法

実施要領により、提出された企画提案書を評価し、最優秀事業者を選定する。

#### 5 契約手続

八雲町財務規則の規定により契約手続を行う。

#### 6 その他

##### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

##### (2) 契約書作成の要否

要

##### (3) その他留意事項

ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングに遅刻及び参加しなかった場合の提案は無効とする。

ウ 審査結果及び最優秀事業者を公表する。

エ 詳細は、実施要領等による。

##### (4) 実施要領等の公開

八雲町ホームページ上で公開するので、次のアドレスから閲覧すること。

<https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/suisan/hotateburandoka-propo.html>

#### 7 問い合わせ先

八雲町水産課（担当：多田）

〒049-3192 二海郡八雲町住初町138番地

電話番号 0137-62-2117（水産課直通）

電子メール：suisan@town.yakumo.lg.jp